

でんき契約約款

(東京電力・auEL)

2024年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社
au エネルギー＆ライフ株式会社

目 次

I 総 則	1
1 対象となるお客さま	1
2 でんき約款および料金表の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	3
5 契約電流および契約容量	3
6 実施細目	4
II 契約の締結	5
7 需給契約の申込み	5
8 需給契約の成立および契約期間	5
9 需要場所	6
10 需給契約の単位	6
11 供給の開始	6
12 供給の単位	6
13 承諾の限界および遵守事項	6
14 需給契約書の作成	7
III 料金の算定および支払い	8
15 料 金	8
16 料金の適用開始の時期	8
17 料金の算定期間	8
18 使用電力量の算定	8
19 料金の算定	8
20 日割計算	8
21 料金の支払義務および支払期日	8

22 料金その他の支払方法	8
23 延滞利息	9
IV 使用および供給	10
24 適正契約の保持	10
25 需要場所への立入りによる業務の実施	10
26 供給の停止等	10
27 違約金	10
28 損害賠償および債務の履行の免責	10
29 設備の賠償	11
V 契約の変更および終了	12
30 需給契約の変更	12
31 名義の変更	12
32 需給契約の廃止	12
33 解約等	13
34 需給契約消滅後の債権債務関係	13
VI 供給方法、工事および工事費の負担	14
35 供給方法および工事	14
36 工事費負担金等相当額の申受け等	14
VII その他	15
37 準拠法	15
38 管轄裁判所	15
39 信用情報の共有	15
附 則（実施期日）	16

I 総 則

1 対象となるお客さま

(1) このでんき契約約款（東京電力・auEL）（以下「でんき約款」といいます。）は、お客さままたはお客さまの同居の家族がauエネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）またはKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDIサービス」といいます。）を利用する場合で、一般送配電事業者または配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、auELが東京電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。

なお、料金については、auELが別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

(2) このでんき約款および料金表は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 でんき約款および料金表の変更

(1) 次の場合には、東京電力およびauELは、このでんき約款を、auELは、料金表を変更することがあります。この場合、auELは実施期日および変更後のauでんき約款および料金表について、あらかじめ電磁的方法により周知するものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。

イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率の変更を含みます。）により、このでんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、東京電力およびauELがこのauでんき約款および料金表を変更する必要があると判断した場合

(2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。），auELは、でんき約款および料金表の変更前に、でんき約款および料金表の変更内容を、変更後に、でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力およびauELの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、auELは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(5) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(8) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(9) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、

6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年1月31日までの期間または12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

このでんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 契約電流および契約容量

(1) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、東京電力またはauELは、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 実施細目

このでんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、このでんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと東京電力およびauELとの協議によって定めます。

II 契約の締結

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、東京電力またはauEL所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auELが認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。
- 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を東京電力所定の様式により申し出させていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要する事があるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会させていただき、申込みをしていただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを東京電力およびauELが承諾したときに成立いたします。
- ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、東京電力またはauELは、承諾を取り消すことがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといします。ただし、お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号に定める離島等供給が開始される日の前日といします。
- ロ 契約期間満了に先だって、お客さま、東京電力またはauELのいずれからも別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといします。この場合、auELは、契約期間満了前は、新たな契約期間を、このでんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力およびauELの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供

する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

9 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

東京電力およびauELは、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

11 供給の開始

- (1) 東京電力およびauELは、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、東京電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、auELは、お客さまにその理由をお知らせします。この場合、東京電力およびauELは、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、東京電力は電気を供給いたします。

12 供給の単位

東京電力は、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

東京電力またはauELは、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDIサービスのお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（東京電力、auELまたはKDDIの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

お客さまは、このでんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行なってはならないものとします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること
- ロ 他人になりすまして東京電力、auEL または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実に反する申出を行うこと
- ニ 東京電力、auEL または KDDI より委託を受けて需給契約の申込受付等を行う事業者のサービスの運営を妨げる行為

14 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは東京電力もしくは auEL が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 料金の算定および支払い

15 料 金

料金は、料金表に規定する料金といたします。

16 料金の適用開始の時期

料金の適用開始の時期は、料金表2（料金の適用開始の時期）のとおりといたします。

17 料金の算定期間

料金の算定期間については、料金表3（料金の算定期間）のとおりといたします。

18 使用電力量の算定

- (1) auELは、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果により、料金表3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auELは算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定める算定方法を基準として、お客さまとauELとの協議によって定めます。

19 料金の算定

料金の算定については、料金表4（料金の算定）のとおりといたします。

20 日割計算

日割計算の方法については、料金表5（日割計算）のとおりといたします。

21 料金の支払義務および支払期日

料金の支払義務および支払期日については、料金表7（料金等の支払い）のとおりといたします。

22 料金その他の支払方法

料金（工事費負担金その他を除きます。）については、auELが東京電力に対して立替払いを行なうことで、東京電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表7（料金等の支払い）のとおりといたします。

ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、東京電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

23 延滞利息

延滞利息については、料金表8（延滞利息）のとおりといたします。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

東京電力および auEL は、需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 需要場所への立入りによる業務の実施

東京電力は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客様の電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査またはお客様の電気の使用用途の確認
- (2) その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

26 供給の停止等

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。この場合、東京電力および auEL は、供給の停止等にともなう料金の減額は行ないません。

27 違約金

違約金については、料金表 9（違約金）のとおりといたします。

28 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、または当該一般送配電事業者等による供給の停止等が行なわれた場合で、それが東京電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および auEL は、お客様の受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 33（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、東京電力および auEL は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが東京電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および auEL は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

29 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、東京電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、東京電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

30 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合の契約期間は、8（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。
- (2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。），auELは、需給契約の変更前に、需給契約の変更内容を、変更後に、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力およびauELの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、auELは、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

31 名義の変更

相続その他の原因によって、新たにお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客様の東京電力およびauELに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、東京電力およびauELが文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等によりauELに申し出ていただきます。

32 需給契約の廃止

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりauELに通知していただきます。
- (2) 需給契約は、33（解約等）および次の場合を除き、お客様がauELに通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ auELがお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ お客様の責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 東京電力および auEL との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に需給契約は消滅するものといたします。

33 解約等

(1) 東京電力および auEL は、次の場合には、需給契約を解約することができます。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ お客さまが料金を料金表 7 (料金等の支払い) (1)で定める期日までに支払われない場合

ハ お客さまが、東京電力と締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を東京電力の定める支払期日までに支払われない場合もしくはこのでんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または auEL もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の auEL または KDDI に対する債務を auEL または KDDI の定める期日までに支払われない場合

ニ このでんき約款および料金表によって支払いを要することになった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他このでんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

ヘ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合

ト お客さまが振り出しあるは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

チ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

リ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ヌ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ル お客さまがその他このでんき約款に反した場合

(2) お客さまが、32（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

34 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法、工事および工事費の負担

35 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

36 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、東京電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、東京電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき東京電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

VII その他

37 準拠法

このでんき約款および料金表に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

38 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

39 信用情報の共有

このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまがauEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ東京電力が通知することがあります。

附 則（実施期日）

このでんき約款は、2024年10月1日から実施いたします。